

審査基準等の改定案の概要について

1 趣旨

銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化等の措置を講ずるために、平成20年12月5日に、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第86号。）が公布され、これにより改正された銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）の改正部分については、平成21年12月4日に最終の施行日を迎え、完全施行されることとなります。

この法の改正部分の施行に伴い、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく審査基準、標準処理期間及び処分基準（以下「審査基準等」という。）について、

- 審査基準の新設と改定
- 処分基準の新設と改定

を行う必要があることから、大分県における審査基準等について、所要の改定を行うものです。

2 改定の概要

(1) 審査基準等の新設

- ア 技能講習修了証明書の書換え又は再交付（法第5条の5第3項）
- イ 年少射撃資格の認定（法9条の13第1項）
- ウ 年少射撃資格認定証の書換え又は再交付（法第9条の13第3項）
- エ 年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付（法第9条の14第3項）

(2) 処分基準の新設

- ア 認知症に係る指定医の診断書の提出命令（法第4条の3第2項）
- イ 年少射撃資格者に対する指示（法第10条の9第2項）
- ウ 射撃指導員の許可の取消し（法第11条第6項）
- エ 年少射撃資格の認定の取消し（法第11条の3第1項）
- オ 年少射撃資格の認定の取消し（法第11条の3第2項）
- カ 調査のための受診命令（法第12条の3）
- キ 調査を行う間における銃砲又は刀剣類の提出命令（法第13条の3第1項）

(3) 審査基準及び標準処理期間の改定並びに処分基準の改定

- ア 審査基準の改定
銃砲又は刀剣類の所持の許可（法第4条第1項）等 5項目
- イ 処分基準の改定
指定射撃場の指定の解除（法第9条の2第2項）等 5項目